



2022年8月29日

各位

会社名 エイベックス株式会社
代表者名 代表取締役社長CEO 黒岩克巳
(コード番号:7860 東証プライム)
問い合わせ先 代表取締役CFO 林 真司
TEL 03-6447-5366

臨時株主総会招集のための基準日設定及び臨時株主総会の開催 並びに定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、臨時株主総会(以下、「本臨時株主総会」)招集のための基準日設定及び本臨時株主総会の開催並びに本臨時株主総会の付議議案について決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 本臨時株主総会の係る基準日等について

本臨時株主総会において議決権を行使することのできる株主を確定するため、2022年9月30日(金)を基準日と定め、同日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、本臨時株主総会において議決権を行使できる株主といたします。

- (1) 基準日 : 2022年9月30日(金)
- (2) 公告日 : 2022年9月14日(水)
- (3) 公告方法 : 電子公告(<https://avex.com/jp/ja/public/koukoku/>)

2. 本臨時株主総会の開催日時、開催場所及び付議議案について

- (1) 開催日時 : 2022年11月20日(日) 午後4時(※1)
- (2) 開催場所 : 東京都文京区後楽一丁目3番61号 東京ドームシティホール(※2)
- (3) 付議議案 : 定款一部変更の件

※1. 本臨時株主総会の終了後に、2022年8月4日付の「株主様限定ライブ開催に関するお知らせ」にて発表いたしました株主様限定ライブ「avex next-gen + a ~ avex shareholder's exclusive live ~」を開催いたします。

※2. 本臨時株主総会は、当日会場にお越しいただけない株主様にもご出席いただけるよう、当社専用のウェブサイトからインターネット上でご出席いただける、ハイブリッド出席型バーチャル株主総会を予定しております。詳細につきましては、後日株主様にお送りいたします招集ご通知にてお知らせいたします。

3. 定款一部変更について

(1) 定款変更の理由

2021年6月16日に「産業競争力強化法等の一部を改正する等の法律」(令和3年法律第70号)が施行され、上場会社において、定款に定めることにより、一定の条件のもと、場所の定めのない株主総会の開催が可能となりました。

当社は、2022年6月24日に同法附則第3条第1項に基づき、場所の定めのない株主総会を開催したところ、海外や全国各地の株主様より株主総会への出席をいただきました。この開催結果を踏まえ、今後の株主総会のあり方について検討を行ったところ、選択可能な株主総会の開催方式を拡充することが株主総会の活性化・円滑化につながるとともに、株主の皆様の利益に資すると考えられることから、現行定款第13条の変更を行うものです。

(2) 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線は変更部分を示しております)

現行定款	変更案
(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 <新設>	(招集) 第13条 当会社の定時株主総会は、毎年6月に招集し、臨時株主総会は、必要に応じて招集する。 ② <u>当社は、株主総会を場所の定めのない株主総会とすることができる。</u>

4. 日程

定款変更のための臨時株主総会開催日 : 2022年11月20日(日)

定款変更の効力発生日 : 2022年11月20日(日)

以 上